

## 小松市経営管理実施権設定事業者選定委員協議会設置要綱

### (設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、小松市経営管理実施権設定事業者選定委員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) 審査に必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 協議会は、森林・林業行政を担当する本市の職員のほか、関係行政機関及び団体の職員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は主管部長をもって充て、副委員長は主管課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。